平成２４年（フ）第３４号
高知県四万十市竹屋敷766番地
債務者　田邊　　悟
1　決定年月日時　平成24年７月11日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月12日まで
高知地方裁判所中村支部

平成２４年（フ）第４４号
高知県幡多郡三原村大字宮ノ川1410番地24
債務者　苅田　瑞江（旧姓川田・中平）
1　決定年月日時　平成24年７月11日午後０時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月12日まで
高知地方裁判所中村支部

平成２４年（フ）第３２８号
熊本県合志市須屋1307番地４
債務者　伊藤　留美
1　決定年月日時　平成24年７月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月13日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２４年（フ）第３４８号
熊本市北区大窪２丁目６番20号　明生病院内、住民票上の住所熊本市中央区上通町４番10号
債務者　米村鵬太郎
1　決定年月日時　平成24年７月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月13日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２４年（フ）第３６３号
熊本県宇土市旭町386番地18
債務者　古里　道子
1　決定年月日時　平成24年７月11日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月13日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２４年（フ）第３６４号
熊本市西区松尾町平山1061番地
債務者　本田　真二
1　決定年月日時　平成24年７月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月13日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２４年（フ）第３７２号
熊本市西区花園６丁目13番59号
債務者　渡邉　　淳
1　決定年月日時　平成24年７月10日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月13日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２４年（フ）第３７３号
熊本市西区花園６丁目13番59号
債務者　渡邉　孝代
1　決定年月日時　平成24年７月10日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月13日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２４年（フ）第３７４号
熊本市西区花園６丁目13番59号
債務者　渡邉　良子
1　決定年月日時　平成24年７月10日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月13日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２４年（フ）第５０６号
神戸市中央区山本通５丁目10番28号　ダイナスティ品川402号
債務者　石田　朝子（旧姓藤末）
1　決定年月日時　平成24年７月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月14日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第５４４号
神戸市長田区水笠通６丁目３番２―502号
債務者　松下　竜二
1　決定年月日時　平成24年７月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月14日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１４０号
神奈川県横須賀市久里浜３丁目31番12号　サン久里浜202
債務者　東條みゆき
1　決定年月日時　平成24年７月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月18日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２４年（フ）第８４号
鹿児島県鹿屋市祓川町3928番地12
債務者　池又　幸子（旧姓中門）
1　決定年月日時　平成24年７月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月18日まで
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成２４年（フ）第１５８号
茨城県猿島郡五霞町小福田1209―２
債務者　佐藤　義雄
1　決定年月日時　平成24年７月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月19日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第１８０号
青森県むつ市大字田名部字二又３番地
債務者　岡本　澄子
1　決定年月日時　平成24年７月11日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月19日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第１９６号
青森市大字羽白字沢田436番地　市営住宅野木和第３団地５―９
債務者　堤　　友子
1　決定年月日時　平成24年７月11日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月19日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第１４号
和歌山県新宮市清水元２丁目１番７号
債務者　中村　　仁
1　決定年月日時　平成24年７月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月24日まで
和歌山地方裁判所新宮支部